

福岡市第2期展示場等整備事業「入札説明書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			項目名
1	事業対象	3	第2	1	(4)	②					「本施設の整備に当たっては、既存MICE施設との連携や一体的運営を考慮して行うものとする」とありますが、既存MICE施設との調整は貴市が行うのでしょうか。	原則、施設運営者・市の主導にて行いますが、事業者も調整に協力いただきます。
2	立体駐車場維持管理体制について	6	第2	1	(5)	②					管理体制としては、常駐管理と無人管理のどちらを想定されていますでしょうか？	事業者よりご提案をお願いいたします。
3	事業スケジュール	6	第2	1	(5)	②					「立体駐車場については、設計・建設期間中に開業前準備支援業務を行うものとする。」とありますが、事業者が行う支援業務期間はどの程度をお見込みすればよろしいのでしょうか。(図表3にてらし、第二期展示場の開業支援業務についてお示しされていた場合は対象施設の本文の読み替えにて対応させていただきます)	立体駐車場の開業前準備支援業務の期間については、立体駐車場が平成31年8月1日より、速やかに供用開始できるようご提案をお願いいたします。
4	予定価格	7	第2	2							「本事業の予定価格は、9,067,188千円(消費税及び地方消費税相当額を除く)」とありますが、各サービス対価の上限はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	予定価格	7	第2	2							予定価格の税抜と税込の差額には非課税の項目があると思いますが、その詳細をお教えてください。税抜で予定価格内に入り、税込で税込予定価を超過するなど設定・解釈によりこの状況がおきない様、お教えてください。またこの場合の措置はどのようになるのでしょうか。	様式4-2-2「入札価格内訳書」のうち「②第2期展示場の施設整備の対価のうち割賦金利相当額」、「④立体駐車場の施設整備の対価のうち割賦金利相当額」は非課税の項目になります。また、予定価格を超過して入札を行った場合は失格となります。
6	構成員等による複数応募の禁止	9	第3	1	(1)	④	ア	(ア)		資本関係	ここにいう子会社とは連結子会社が対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書「第3 1(1)④ア」に記載のとおりです。
7	建設業務を行う者	11	第3	1	(2)	②	イ	(ウ)			総合評定値が区分ごとに記載されていますが、「土木一式工事」、「上記以外の工事」については「-」が記載され点数を問わないと読めます。一方、様式集「様式2-6-3-●」(入札参加表明時の提出書類の10-11ページ)の添付書類欄には、「総合評定値が、建築一式工事:900点以上、電気工事:860点以上、管工事820点以上であることを証明する書類」と記載があります。「土木一式工事」、「上記以外の工事」での参加をするためには何を添付すれば宜しいのでしょうか？	入札説明書「第3 1(2)②イ(ア)」及び「第3 1(2)②イ(イ)」の要件を満たす必要があるため、それを証する書類を添付してください。「第3 1(2)②イ(ウ)」については不要です。

福岡市第2期展示場等整備事業「入札説明書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			項目名
8	建設業務を行う者	12	第3	1	(2)	②	イ	(オ)	a		実績の中で「市が認めるもの」と記載されておりますが、実績として考えている施設が認められるか否かを判断頂く方法をお教えてください。	様式2-6-3-●「建設業務を行う者の入札参加資格に関する書類」の添付資料である「当該実績を証する書類(施工証明書等)」の内容から本事業との類似性を鑑みて判断致します。 なお、施設としては展示場等の無柱空間を有するものを想定しています。
9	競争入札参加資格	12	第3	1	(3)						「この入札の公告時に、(中略)要件を満たしていない者は、次に従い、競争入札参加資格審査申請(以下「審査申請」という。)を行う必要がある。」とありますが、統括管理業務または維持管理業務のみを行う企業は資格申請は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	構成員及び協力企業の変更に係る特例	14	第3	1	(4)	②	イ	(ア)			入札書類の提出日以降の変更を申請した構成員及び協力企業には代表企業も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書「第3 1 (4)②ア(ア)参加資格確認基準日から入札書類(提案書)提出日の前日まで」と同様に、代表企業の変更は例外なく認めません。
11	入札参加資格確認結果の通知	17	第4	3	(5)						入札参加表明書類及び添付資料に不足等があった場合、参加資格確認基準日までに補正等を行い、参加資格の確認を受けることができるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(7)	a			項目名
1	各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	3	第1	3	(3)						維持管理業務内の修繕業務で、施設利用時の破損に関する修繕は運営者となっていますが、何を想定されていますでしょうか？ また、その破損への対応は、事業者側での緊急対応を想定されていますでしょうか？	1つ目の施設運営者側の修繕については、施設利用時に施設利用者あるいは第3者が本施設を破損させた場合等を想定しています。 2つ目の破損への対応については、原則として市または施設運営者側で対応しますが、事業者に協力を要請する場合が想定されます。
2	各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	4	第1	3	(3)						運營業務(予定)についてですが、安全管理・防災・緊急時対応業務は運営者となっていますが、防火管理者を含む選任は運営者側で行うという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、要求水準書「第7 2(1)②オ」に記載のとおり、施設運営者との協力、連携を行ってください。
3	立体駐車場	5	第1	3	(4)	②	ア			設計・建設期間	平成31年7月31日以前に完成させた場合は、それに伴い運営会社の業務開始時期も早まるとの理解でよろしいでしょうか。また、実施方針に関する質問No.4において、「第2期展示場予定地は、市が開発許可に伴う工事を行う予定」である旨回答されていますが、具体的にどのような工事を予定されていますでしょうか。さらに、仮に立体駐車場の完成時期を早めた場合、当該工事及び完了公告を早めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。併せてご教授下さい。	1つ目の運営開始時期については、ご理解のとおりです。 2つ目の市が行う工事内容については、別紙03造成計画図をご確認ください。 3つ目の工事及び完了公告の時期については、造成工事の必要工期を確保するため、原則は現在のスケジュールの予定としますが、詳細は市との協議によります。 なお、前倒し日数に応じた維持管理の対価を支払う予定はありません。
4	本施設の設置主旨	12	第2	1	(1)						「立体駐車場については、周辺の交通環境への影響などに配慮し、MICE施設利用者の優先利用など様々な利用形態に対応可能な施設とすること」とあります。 例えば、イベント時は、参加者以外の車両入庫を規制するということでしょうか。 対応は、人的対応で考えるのでしょうか、それとも機械対応で考えるのでしょうか。 参加者以外の車両が入庫できるフロアもしくは車室を制限するという考え方ででしょうか。 参加者と参加者以外で、料金を差別する等の考え方もありますでしょうか。	1つ目・3つ目の施設利用者の優先利用については、イベント時に主催者への特定フロアの一括貸しを行うことなどを想定しています。 2つ目の管理方法については、システム(管制システム等)での対応を基本に考えていますが、その範囲等については、事業者よりご提案をお願いいたします。 4つ目の料金体系については、施設運営者決定後に協議を行うこととなりますが、料金を差別する等の考え方も含めて事業者よりご提案をお願いいたします。

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			項目名
5	基本方針	12	第2	1	(1)					本施設の設置趣旨	”マリンメッセとの一体性を確保し、展示機能を重視すると共に、レセプション、コンサートなどの各種イベントにも対応できる施設とすること。”とあります。本計画の第2展示場については、主用途は展示場と考えますので、展示室用に、既存マリンメッセの様な、音響設備、舞台調光設備の設置は行わないものと考えてよろしいでしょうか。	必要な設備等につきましては、別紙07諸室仕様リスト、別紙08什器備品リスト、別紙09設備備品リストを参照してください。その他必要と思われる設備については、事業者よりご提案をお願いいたします。
6	敷地条件	13	第2	2	(2)		ウ			計画条件	”第2展示場、大屋根の整備に伴い、マリンメッセ福岡の改修が必要となる場合は事業者の負担にて改修すること。”と、ありますが、マリンメッセ福岡と大屋根の接続による、接合部分周りの改修程度と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の内容及びご提案の内容をふまえ、ご判断ください。
7	敷地条件	13	第2	2	(2)		ウ			計画条件	マリンメッセ福岡の改修も必要とする計画とした場合、提案書に記載した通りに実施可能との理解で宜しいでしょうか。	マリンメッセ福岡の改修については、市と協議が必要ですが、要求水準書「第5 2(1)①ア(キ)」記載の内容に十分配慮し、ご提案ください。
8	地盤状況等	14	第2	2	(4)	②	ア			土壌汚染状況	アにおいて土壌汚染はないものと考えている。とありますので工事着手前に行うべき調査とはどういったことを想定されていますか。また、必要に応じての必要とはどういうケースでしょうか。	市の調査は平成27年度に行っており、届出については事業者にて行っていただく必要があります。その際、調査が必要になった場合には、事業者にて行っていただけます。詳細は、市関係局と協議・相談を行ってください。
9	土壌汚染状況	14	第2	2	(4)	②	イ				「必要に応じて事業者にて調査を行うこと」とありますが、土壌汚染調査結果について現在の調査では不十分なのでしょうか。	要求水準書に関する質問書No.8の回答をご参照ください。
10	地中埋設物の状況	14	第2	2	(4)	③	イ				「・・・平成30年9月末迄に、第二期展示場の施設配置及び杭基礎位置を設定すること。市はその結果を元に・・・地中埋設物の撤去又は処理を行う」とありますが、施設配置・杭基礎位置を早期に提示した場合には事業者の要望により撤去時期を早めていただくことは可能でしょうか	撤去については造成工事にて行う予定であり、時期については造成工事の必要工期を確保するため、原則は現在のスケジュールの予定としますが、詳細は市との協議によります。
11	地中埋設物の状況	14	第2	2	(4)	③	イ				貴市による撤去工事の後、事業者による施設工事中において、想定外の地中埋設物が発生し工事に影響を与え場合は、別途清算と考えてよろしいでしょうか	地中埋設物の状況を確認した上で対応策について市と事業者にて協議し、合理的な範囲で別途清算します。 なお、事業契約書(案)第25条第6項及び第37条第6項も併せてご参照ください。

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
12	地中障害	14	第2	2	(4)	③	イ			第2展示場計画地の市が行う地中埋設物の撤去の時期は、平成30年9月末以降でしょうか。撤去時期ををご教示ください。また、杭配置を早期に設定した場合には、受託者の依頼により撤去時期を早めることは可能でしょうか。その他、工事中に想定外の地中障害が発生した場合には別途精算と考えてよいでしょうか。	1つ目の地中埋設物の撤去時期については、ご理解のとおりです。2つ目の撤去時期を早めることについては、要求水準書に関する質問書No.10の回答をご参照ください。3つ目の想定外の地中障害については、要求水準書に関する質問書No.11の回答をご参照ください。
13	地中障害	14	第2	2	(4)	③	ウ			立体駐車場の地中障害物は、調査の上、存置することと考えてよいでしょうか。また、存置不可の場合には、費用は市側の負担でしょうか。	要求水準書のとおり、地中埋設物が支障とならないよう計画をお願いいたします。
14	地盤状況等	14	第2	2	(4)	③	エ		地中埋設物の状況	閲覧資料によって地中埋設物について想定いたしますが、資料以外の想定外な地中埋設物については事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問書No.11の回答をご参照ください。
15	施設要件	15	第2	3	(1)				図表6	諸室の区分について展示室に付随するホワイエ等は展示室に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙07諸室仕様リストを参照してください。なお、展示室は、梁下有効高15.0m以上、有効面積5,000㎡以上を確保してください。
16	外構計画 その他	17	第2	3	(3)	④	オ			「別紙02敷地範囲図の舗装は事業者の負担で撤去すること」が追記されましたが、舗装やフェンスなどの製作物の仕様・数量が算出できる設計図書等の資料の提示をお願いいたします。	入札説明書 別紙 閲覧資料リスト「マリンメッセ福岡外構工事 竣工図」を追加します。
17	外構計画 その他	17	第2	3	(3)	④	オ			「別紙02敷地範囲図の舗装は事業者の負担で撤去すること」のうち、別紙02-1、2の①第2期展示場用地については、別紙03-1に示される市で行う造成工事により、舗装が撤去されている状況であると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			項目名
18	外構計画 その他	17	第2	3	(3)	④	オ			「別紙02敷地範囲図の舗装は事業者の負担で撤去すること」のうち、別紙02-1、2の②大屋根広場用地については、別紙03-1に示される市で行う造成工事により、北側のマリンメッセ福岡の歩道部分のみ舗装が残っており(車道部分から南は造成工事により撤去済み)、その部分の舗装の撤去であると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
19	(6)安全・防災・防犯計画	18	第2	3	(6)		オ			大規模災害時のライフライン(水・電力・ガス等)の確保に配慮した設備計画について、具体的に確保が必要な容量等を御教授下さい。	事業者よりご提案をお願いいたします。	
20	安全・防災・防犯計画	18	第2	3	(6)		オ			「大規模災害時のライフラインの確保に配慮した設備計画とすること」とありますが、必要とされる数量について具体的にご提示ください。	要求水準書に関する質問書No.19の回答をご参照ください。	
21	構造計画 耐震性能	20, 36	第2	3	(10)	①	イ	(ア) (イ)		展示場は重要度係数:i=1.25、構造体の耐震性:Ⅱ類、駐車場は重要度係数:指定なし、構造体の耐震性:Ⅱ類と指定されております。これは地域係数z=0.8に対して展示場・駐車場とも保有水平耐力による検討は1.25倍の耐力等を有し、展示場については許容応力度計算においても1.25倍の地震力に対して設計を行うものと考えますがよろしいでしょうか。	構造体の耐震性については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、第2期展示場はⅡ類以上、立体駐車場はⅢ類以上として下さい。	
22	設備計画	21	第2	3	(11)	①	ア	(ア)	d	電気設備	外部に設置可能な設備機器の選定については、事業者の判断によるとの理解でよろしいでしょうか。	施設のライフサイクルコスト等に配慮し、事業者判断によりご提案をお願いいたします。
23	設備計画	22	第2	3	(11)	①	ア	(エ)		無停電電源装置	主要機器の瞬時停電対策用の無停電電源装置は、一括で設置して、各負荷へ電源供給するのではなく、瞬時停電対策に必要な主要機器側で個別に必要な容量の無停電電源装置を設置するものと考えてもよろしいでしょうか。(各機器側に含む)	施設の特性を踏まえ、事業者よりご提案をお願いいたします。
24	設備計画	23	第2	3	(11)	①	イ	(ア)		照明設備	装飾的照明と機能的照明の定義はありますでしょうか、ご教授下さい。	定義はありません。総合的にご提案をお願いいたします。

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			項目名
25	設備計画	23	第2	3	(11)	①	エ	(イ)		情報通信設備	使用目的・機能・性能を具体的にお示ください。	別紙07諸室仕様リスト, 別紙09設備備品リストを参照し, 事業者よりご提案をお願いいたします。
26	設備計画	24	第2	2	(11)	①	エ	(ウ)		情報通信設備	第2展示場の放送設備は, 第2展示場の防災センターで一括管理するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	設備計画	24	第2	3	(11)	①	キ	(ア)		映像・音響設備	使用目的・機能・性能を具体的にお示ください。	別紙07諸室仕様リスト, 別紙09設備備品リストを参照し, 事業者よりご提案をお願いいたします。
28	設備計画	24 ～ 25	第2	2	(11)	①	エ, オ, ク, コ, サ			情報通信、構内電話、テレビ、防災、機械警備	各項目で、”既設MICE施設の設備と連携可能なシステムとすること。詳細な仕様については、詳細設計時に市と協議を行うこと”とあります。①第2展示場とマリンメッセ福岡、②立体駐車場と国際会議場は隣接しており、配線接続は可能と考えますが、①と②の間には道路及び高速道路があり、この間を配線で接続するのは難しいと考えています。参考となる①、②間の既設配線状況(既存の光ケーブル、CCTV回線など)の敷設状況が分かる資料がございましたら、御提示いただけませんかでしょうか。	入札説明書 別紙 閲覧資料リスト「マリンメッセ福岡国際会議場間配線図」を追加します。
29	設備計画	28	第2	3	(11)	④	イ	(ア)		その他設備	使用目的・機能・性能を具体的にお示ください。	別紙07諸室仕様リスト, 別紙09設備備品リストを参照し, 事業者よりご提案をお願いいたします。
30	立体駐車場の要求水準	30	第2	4	(1)	①				規模及び形式	大型バスの駐車場用に過金ゲートは必要ですか。	不要です。
31	立体駐車場の要求水準	30	第2	4	(1)	①				規模及び形式等	臨時バスが18台以下の時は、部分的に一般車両に解放として料金を取りますか。	事業者よりご提案をお願いいたします。
32	立体駐車場の要求水準	30	第2	4	(1)	①				規模及び形式等	自転車及び原動機付自転車、自動二輪車30台以上は料金システムは必要ですか。	不要です。
33	駐車場の規模及び形式等	30	第2	4	(1)	①					駐車場の形式で、車庫外スロープ形式とはどのような形式でしょうか。	傾斜型車庫ではなく車庫部分はフラットで、それとは別にスロープを設置する形式としています。

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			項目名
34	駐車場の規模及び形式等	30	第2	4	(1)	①					平面駐車場を利用する普通車、バスは課金対象でしょうか。	バスはイベント主催者等から直接料金を徴収することを想定しています。普通車については、バス利用が無い時は課金対象です。
35	駐車場の規模及び形式等	30	第2	4	(1)	①					自転車、原動機付自転車、自動2輪車の利用は課金対象でしょうか。	課金対象外です。
36	自走式立体駐車場のスロープ位置	30	第2	4	(1)	①				図表9	「車庫外スロープ形式とすること」とは、各階フラット式の車庫(車室スペース。車路含む)と明確に区分すると考えてよろしいでしょうか。また、区分できれば車庫内部にスロープを設けても良いと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書「第2 4(11)④ウ」をふまえ事業者より提案をお願いいたします。
37	駐車施設の附置義務について	30	第2	4	(1)	①				図表9	図表9の欄外に「※車いす使用者用の駐車台数などは、・・・」がありますが、「荷さばき用」は国際会議場敷地内の既設を使用すると考え、今回の駐車場敷地には設け無くて良いと考えてよろしいでしょうか。また、附置義務の基準となる国際会議場の面積をご教示下さい。	「荷さばき用」は立体駐車場敷地内に必要です。国際会議場の延床面積は、約24,900㎡です。詳細は入札説明書 別紙 閲覧資料にて確認いただき、市関係局と協議・相談を行ってください。
38	自転車及び原動機付自転車、自動二輪車の出入口	30	第2	4	(1)	①				図表9	「南側歩道からのアクセスを考慮すること」とは、現状の自転車等駐車場のよう料金徴収しなくて良いと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問書No.32, No.35の回答をご参照ください。
39	仕上げ	31	第2	4	(1)	⑦	イ				駐車管制機器の塗装色は、指定されるのか。	事業者よりご提案をお願いいたします。
40	車両動線	32	第2	4	(2)	①					出庫渋滞緩和の為、駐車場精算機は、高額紙幣対応、電子マネー対応、クレジットカード対応が必要か。	別紙09設備備品リストの内容をふまえ、事業者よりご提案をお願いいたします。
41	配置計画	32	第2	4	(2)						設備として 入口2ヶ所に、駐車券発行機及びカーゲートを各1セット 出口3ヶ所に、出口精算機及びカーゲートを各1セット という考え方でよろしいでしょうか。	別紙09設備備品リスト及び別紙10立体駐車場配置図を参照しご提案ください。

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
42	緑化計画	34	第2	4	(4)		ア			「福岡市公共施設緑化水準に基づき・・・」とありますが、立体駐車場の「公共施設区分」と「緑被率」についてご教示下さい。	「福岡市公共施設緑化水準」では官公署施設(緑被率20～30%程度)に該当します。詳細は、市関係局と協議・相談を行ってください。
43	緑化計画	34	第2	4	(4)		エ			壁面緑化の面積水準はありますか。	壁面緑化の面積水準はありません。要求水準書及び要求水準書に関する質問書No.42の回答をふまえ事業者よりご提案をお願いいたします。
44	立体駐車場防犯カメラ設置の件	35	第2	4	(6)		ク			立体駐車場設置について、福岡国際会議場からも監視できるようにすること、とありますが、何を想定し、その要求になっておりますでしょうか？	施設運営予定者の事務所がある福岡国際会議場から監視することを想定しています。(別紙09設備備品リスト参照)
45	安全・防災・防犯計画	35	第2	4	(6)		ケ			駐車場の非常警報等の設備について、福岡国際会議場の防災センター及び管理事務所に通報可能とありますが、駐車場敷地外の工事範囲は、別途工事と考えてよろしいでしょうか。(防災センターから駐車場敷地内までの配管配線等工事、防災センター内機器調整工事など)	事業範囲内です。
46	安全・防災・防犯計画	35	第2	4	(6)		ケ			”非常時に警報を要する設備については、福岡国際会議場の防災センター及び管理事務所に通報可能とすること。”と、ありますが、立体駐車場棟の管理は国際会議場防災センターで行うものと考えてよろしいでしょうか。	国際会議場内では防災センター、管理事務所、立体駐車場内では管理室を想定しています。
47	駐車場管制設備	37	第2	4	(11)	④	イ			事前精算機の配置、数量案はありますか。高額紙幣対応、電子マネー、クレジット対応が必要でしょうか。デザインとして、ユニバーサルデザインが求められるのでしょうか。	1つ目の事前精算機の配置、数量案については、別紙09設備備品リストを参照のうえ事業者よりご提案をお願いいたします。 2つ目の高額紙幣対応、電子マネー、クレジット対応については、別紙09を参照のうえ事業者よりご提案をお願いいたします。 3つ目のデザインについては、要求水準書をふまえ事業者よりご提案をお願いいたします。

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
48	駐車場管制設備	37	第2	4	(11)	④	ウ			各フロアの入口に専用ゲートを設け、フロアごとの管理を可能とするとはどのような管理を行うのでしょうか。	要求水準書に関する質問書No.4の回答をご参照ください。
49	駐車場管制設備	37	第2	4	(11)	④	エ			福岡国際会議場の防災センター及び管理事務所間は配管・配線での接続は可能でしょうか。	可能です。詳細は市と協議となります。
50	立体駐車場管制設備について	37	第2	4	(11)	④				駐車場について、事前清算機を含む清算機の売上金の回収、釣り銭、消耗品(レシート等)の補充、発券機への駐車券補充等は、どこまでを事業者側で対応する事を想定されていますか？お金については、運営者側での想定でしょうか？	売上金の回収、釣り銭、消耗品の補充(レシート、駐車券等)については施設運営者側で、消耗品(レシート、駐車券等)の購入については事業者側での対応を想定しています。
51	立体駐車場管制設備について	37	第2	4	(11)	④	エ			駐車場各フロアの「満空」表示は、国際会議場からも遠隔操作出来るようにすること、とありますが、何を想定し、その要求になっておりますでしょうか？	イベント時に主催者への特定フロアの一括貸し等を想定しています。
52	総務・経理業務	40	第3	2	(2)	②			要求水準	本項で要求される書類の提出及び経営状況の報告について、業務委託者又は税理士等が行うことができるとの理解でよろしいでしょうか、ご教授下さい。	書類の提出及び経営状況の報告は統括管理責任者の業務とします。
53	事業評価業務	41	第3	2	(3)	②	ウ	(ア)		「施設運営者に対するヒアリングを実施し」とありますが、その計画・準備の具体性を見出すための現施設運営者との協議は可能でしょうか。	現段階での施設運営者は未定のため、現施設運営者との協議は不可とします。
54	地中障害	44	第4	2	(1)	②	ア			立体駐車場の埋設物は旧栈橋用アンカーブロックのみでしょうか。市が実施した埋設物調査結果、および、資料の閲覧できる(p14)は、入札説明書P34では立体駐車場も含まれますでしょうか。含まれない場合には、埋設物種類、範囲、深度のわかる資料をご教示ください。	埋設物については、閲覧資料にてご確認ください。閲覧資料の埋設物調査結果は立体駐車場敷地も含まれます。
55	建設業務及びその関連業務 基本的な考え方	48	第5	2	(1)	①	ア	(キ)		「・・・数年前から催事の予定が入っていることもありまとまった期間の休館は困難である。施工計画の作成にあたっては、このことに十分配慮すること」とありますが、現状で構いませんので予約状況をご提示ください。	予約状況の公表はできません。スケジュールの状況は各施設のHPにてご確認ください。

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			項目名
56	維持管理の実施体制について	56	第7	1	(3)						維持管理責任者及び維持管理担当者を配置。という表現になっておりますが、常駐者最低2名以上での管理体制という認識でよろしいでしょうか？	要求水準書をふまえ事業者よりご提案をお願いいたします。
57	敷地範囲図	別紙02-2									西側別事業用地の乗り入れ部が第2期展示場用地に入り込んでいますが、第2期展示場の車両が別事業用地の乗り入れ部を動線として利用することは可能でしょうか。	出入り口として利用することはできませんが、市との協議、交通安全上注意のうえ、車両動線として通行することは可能です。なお、第2期展示場への車両出入口は別紙03-1造成計画図によるものとします。
58	造成計画図 平面・断面	別紙03-1,2									断面図について、別紙03-2の3断面のみ提示していただいておりますが、排水勾配を確認するため、別紙03-1にあります、C1～C9、c1～4、b1～6をご提示いただけますようお願いいたします。	排水勾配については、別紙03-1造成計画図に記載の地盤高にてご確認をお願いいたします。なお、地盤高の修正がありましたので、別紙03-1造成計画図を修正します。
59	造成計画図 断面	別紙03-2									A-A'断面の左端の現況地盤高が「2.75」となっておりますが、その右隣の位置の現況地盤高「2.29」より下がっているように見えます。A-A'断面の左端の現況地盤高をご確認いただけませんか。	別紙03-1造成計画図に記載の地盤高を正として下さい。 なお、地盤高の修正がありましたので、別紙03-1及び別紙03-2造成計画図を修正します。
60	インフラ施設現況 計画図	別紙05-4,5,6									RS1、RS2について、「新設雨水管」との記述がありますが、今後設置される予定のものであると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	インフラ施設現況 計画図	別紙05-4,5,6									RS1、RS2について、「新設雨水管」との記述がありますが、今後設置される予定のものである場合、本事業の工事との調整のため、工事期間をご教示下さい。	市で行う造成工事にて設置します。
62	インフラ施設現況 計画図	別紙05-7,8									SK8について、「既設污水管」との記述がありますが、本施設の污水容量が排出できるかの確認のため、この既設污水管を設置した際の既設取付管・污水桝等の容量計算の根拠がわかる資料をご教示下さい。	入札説明書 別紙 閲覧資料リスト「発生汚水量及び流下能力等 検討資料」を追加します。

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			項目名
63	ボーリング調査位置、ボーリング柱状図	別紙06									地質調査結果にはボーリング柱状図のみの添付となっておりますが、計画地は液状化の発生等も懸念されるため、その他の土質試験結果等がありましたらご提示ください。	入札説明書 別紙 閲覧資料リスト「福岡市コンベンションゾーンにおける地質調査業務委託 報告書(その1)(その2)」を追加します。ただし、地質調査は事前に事業者にて行う必要があります。
64	諸室仕様リスト	別紙07	貸室	1階	展示室						「吊フック(1～3t程度:100箇所程度)は荷重が偏らないようにバランスよく設け、吊荷重管理システムを導入すること」とありますが、これは全ての吊フックに同時に最大3tの荷重をかけることも想定するものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	諸室仕様リスト	別紙07	貸室	1階	展示室						「パーティション等にて2分割(約 2,500㎡)しての利用も想定している」とありますが、この分割は移動可能なパーティション等を考え、躯体に特別な装置等を取り付ける必要がないものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	別紙07 諸室仕様リスト 展示室 室の使い方等	1									展示室の観客数想定について、既存施設(マリンメッセ福岡や福岡国際センター)の最大収容人員を各ホームページのレイアウトプランから算出すると ・マリンメッセ福岡:1.50人/㎡ ・福岡国際センター:1.03人/㎡ となり2件で差異がありました。 第2展示場では最大5,000人(1.0人/㎡)と想定し計画を進めてよろしいでしょうか。	事業者にて設定し各種法令を遵守し計画を行ってください。
67	別紙07 展示室	1								特記事項	床ピットへの給水配管は、床ピット内にバルブ止め1箇所とし、以降別途工事と考えて宜しいでしょうか。	ピット内については、全て事業範囲内です。バルブ等の数についてはマリンメッセ福岡の設備図を添付いたしますので、こちらを参考にご提案をお願いいたします。
68	別紙07 展示室	1								特記事項	床ピットへの排水配管は、床ピット内にフランジ止め1箇所とし、以降別途工事と考えて宜しいでしょうか。またグリーストラップが必要な場合は都度テナント側で設けると考えて宜しいでしょうか。	1つ目のピット内については、全て事業範囲内です。枺等の数についてはマリンメッセ福岡の設備図を添付いたしますので、こちらを参考にご提案をお願いいたします。 2つ目のグリーストラップについては、事業者よりご提案をお願いいたします。

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							項目名	質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
69	別紙07 展示室	1								特記事項	床ピットへの都市ガス配管は、床ピット内にバルブ止め1箇所とし、以降別途工事と考えて宜しいでしょうか。	ピット内については、全て事業範囲内です。バルブ等の数についてはマリンメッセ福岡の設備図を添付いたしますので、こちらを参考にご提案をお願いいたします。
70	別紙07 展示室	1								特記事項	コンプレッサー、フィルター、空気槽などの圧縮空気設備および展示場の床ピットへの供給配管、床ピットの配管・アウトレットは全て別途と考えて宜しいでしょうか。	ピット内については、全て事業範囲内です。マリンメッセ福岡の設備図を添付いたしますので、こちらを参考にご提案をお願いいたします。

福岡市第2期展示場等整備事業「落札者決定基準」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所			質問	回答
			第1	1	(1)		
1	性能審査	4	第4	3		「性能評価点は850点満点」とありますが、性能評価に対する失格要件はない(基礎審査を通過した場合が前提)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

福岡市第2期展示場等整備事業「様式集」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所				質問	回答
			第1	1	(1)	①		
1	様式一覧	2	第1	4	(4)		様式4-4-4建設業務(建設工事)に関わる業務実施計画と4-4-7建設業務(土木工事)に関わる業務実施計画の別をご教示下さい。	建設業法に基づく建築一式工事と土木一式工事で施工可能な範囲で、事業者よりご判断ください。 なお、様式4-4-4建設業務(建設工事)を様式4-4-4建設業務(建築一式工事)に、様式4-4-7建設業務(土木工事)を様式4-4-7建設業務(土木一式工事)に修正します。
2	様式一覧	2	第1	4	(4)		様式4-4-7建設業務(土木工事)に関わる業務実施計画(A4縦2枚以内)の対象となる具体的な工事内容をご教示下さい。	様式集に関する質問書No.1の回答をご参照ください。
3	様式2-9 添付書類提出確認書	16				⑭	「個人の資格を証明できる資料」とありますが、入札説明書には個人の資格は求められていませんので入札参加表明時に必要でしょうか。又必要な場合、対象者についてご指示ください。 例) 統括管理責任者、設計業務責任者、建設業務責任者、工事監理業務責任者、維持管理業務責任者など	入札参加表明時には不要です。 なお、様式2-9を修正します。
4	様式2-9 添付書類提出確認書	16				⑮	「金融機関からの関心表明書等」とありますが、これは各構成員毎に必要なものですか、それとも資金調達計画に関連して本事業への融資確約書に代わるものでしょうか	入札参加表明時には不要とし、様式2-9を修正します。
5	様式2-9 添付書類提出確認書	16					設計・工事監理で参加する場合、「⑭個人の資格を証明できる資料」とありますが、入札説明書(P11:ア 設計業務を行う者)に個人の資格は要求されていないため、不要と考えて宜しいでしょうか。	様式集に関する質問書No.3の回答をご参照ください。
6	様式2-9 添付書類提出確認書	16					構成員として設計・工事監理で参加する場合、「15 金融機関からの関心表明書等」は必要でしょうか。	様式集に関する質問書No.4の回答をご参照ください。

福岡市第2期展示場等整備事業「基本協定書(案)」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所				質問	回答
			第1	1	(1)	項目名		
1	準備行為	3				第8条	「落札者は、(中略)必要な準備行為を行うことができ」とありますが、必要に応じて現場内における調査等の作業を行うことは可能でしょうか。	事前に市に対して、希望する現場調査の日時・内容等について書面にて申請し、市が承認した場合に限り可とします。
2	談合の防止	5	第10		(3)		「当該期間」の定義を明確にご教示頂けますでしょうか。	基本協定書(案)第10条に記載の「納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間」をさします。
3	談合防止	5	第10	2			違約金の額が第9条と異なる理由をご教示下さい。	福岡市契約事務規則第14条において、不正行為の排除の徹底の観点から、談合等の不正行為に対する違約金に関しては、基本協定書(案)第9条に示す違約金よりも重い額となる、契約金額の10分の2に相当する額と定めています。

福岡市第2期展示場等整備事業「事業契約書(案)」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
1	市又は施設運営者が実施する業務との調整等	6	第9	2						協力を要する合理的な範囲の費用とはどのようなことを想定されているのでしょうか。	例えば、市又は施設運営者が設計、工事及び備品の搬入業務等を実施する際における、現場での立ち会い、本施設の建築図面や設備仕様等の説明等に要する費用を想定しています。
2	市又は施設運営者が実施する業務との調整等	6	第9	2						事業者が行う協力は、時間的・費用的に合理的な範囲に限られる、又は過大な協力が求められた場合には市から補償が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な範囲を超えて事業者負担となるような協力は想定しておりません。
3	協議会	6	第11条	1～3						「市及び事業者は本事業に関する事項を協議するための協議会を設置するものとする」とありますが、これは要求水準書にある「設計・建設部会」及び「維持管理・運営部会」を意味するのでしょうか、あるいは別の会議体でしょうか。又その際に当会議体の運営は事業者とあり、その費用も事業費に含まれるものと考えますが、貴市の想定される頻度や構成者についてご提示ください。	1つ目の協議会については、「設計・建設部会」及び「維持管理・運営部会」とは別の本事業に関する事項を協議するための協議会を想定しています。 2つ目の協議会の詳細については、事業者から事業進捗にあたって必要な頻度や構成者をご提案いただき、それに基づき市と協議を行い決定することとします。
4	協議会	7	第11	2						「協議会の運営にかかる事柄は事業者が実施する」との記載がありますが、これは運営にかかる費用負担との理解でよろしいでしょうか。仮に、費用負担である場合、合理的な範囲を超え過大な協力が求められたときには、市から補償が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	協議会の運営及びその費用負担を事業者にて行っていただくこととなります。なお、PFI事業における一般的な協議会の運営を超えるものは想定しておりません。
5	(協議会)	7	11条	3						本項にある「協議会」ですが、貴市ではどのようなメンバーを想定されていますでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問書No.3の回答をご参照ください。
6	(契約の保証)	7	12条	2						第2期展示場の工事着手は、立体駐車場の供用開始後となっていますが、第2期展示場に係る保証も設計・建設の対価の「総額」が基準となるのでしょうか。	立体駐車場供用開始前についてはご理解のとおりですが、立体駐車場供用開始後は、第2期展示場のみの設計・建設に係る対価を基準とした補償金額に変更しても構いません。

福岡市第2期展示場等整備事業「事業契約書(案)」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名			
7	統括管理業務実施体制	8	第17条								「事業者は、(中略)必要な人員等(必要な有資格者を含む。)を確保し」とありますが、当該業務の実施にあたり、現段階で想定される資格者要件があればご教示願います。	要求水準書に従い、業務全体を総合的に把握し調整を行うために必要な資格を有するものと考えています。
8	(事前調査業務)	11	25条	6, 7							「合理的な範囲で」とありますが、合理的な範囲とは具体的にどの範囲になりますでしょうか。また、サービス対価の減額については、事業者と市の協議事項とすることはできませんでしょうか。	1つ目の「合理的な範囲」については、個別の事象に応じて判断することになるため、事業者と市で協議のうえ決定いたします。 2つ目のサービス対価の減額については、第25条第7項各号のとおりとします。
9	事前調査業務	11	第25	6							実施方針別紙2のリスク分担表では、土地の瑕疵に関する責任は市の負担と記載されています。本項での「市は、合理的な範囲でこれを負担する」との記載は、市が事業者に生じた追加費用又は損害を補償しない場合があるとの意味でしょうか。仮に、そのような前提であるとすれば具体例をご教授下さい。また、第37条第6項も同様の趣旨でしょうか、併せてご教授下さい。	発生した追加的な費用又は損害が社会通念上合理的といえる範囲・金額を超える場合には、その費用は事業者にてご負担いただくこととなります。具体例については、たとえば、本条項に基づく事由により事業者において追加工事が必要になった場合において、当該工事金額が不合理に高額であったり過大な工事である場合などが挙げられます。第37条第6項も同様です。
10	事前調査義務	11	第25	7	(3)						設計・建設期間に発生した追加費用を市が負担する場合、一括払いではなく、全額割賦払いとの理解でしょうか。その場合、追加借入等に伴う金融費用等も合わせてお支払頂けるとの理解で宜しいでしょうか。26条3項、27条3項、37条6項、37条7項3号、39条4項、49条4項、51条2項、59条1項2号、59条2項3号についても同様です。	設計・建設期間に発生した追加費用の支払い及び費用の内容については、事業者と協議のうえ決定します。 第26条第3項、第27条第3項、第37条第6項、第37条第7項3号、第39条第4項、第49条第4項、第51条第2項、第59条第1項2号、第59条第2項3号についても同様です。

福岡市第2期展示場等整備事業「事業契約書(案)」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名			
11	法令変更等による設計変更等	12	第27	3							実施方針別紙2のリスク分担表では、法令変更リスクについて、「本事業に直接の影響を及ぼすもの」に関する責任は市の負担と記載されています。本項での「市が当該追加的な費用を合理的な範囲で負担する」との記載は、市が事業者が生じた追加費用を補償しない場合があるとの意味でしょうか。仮に、そのような前提であるとすれば具体例をご教授下さい。	「本事業に直接の影響を及ぼす」ような法令変更であった場合は、基本的に市が追加費用を負担いたしますが、社会通念上合理的といえる範囲を超える場合は、その費用は事業者の負担となります。
12	(周辺住民との調整等)	12	28条								「事業者は合理的な範囲で」とありますが、事業者にとってみれば、その範囲を事前に知っておきたいことが想定されます。事前に役割分担等を示すことは可能でしょうか。	現場での立ち会い、図面や設備仕様等の説明等を想定しています。
13	周辺住民との調整等	12	第28条								「市は、(中略)周辺住民との調整及び説明会等を行う」とありますが、調整や説明会等を行う対象範囲の定義があればご教示願います。	対象範囲については、地元との協議等により今後決定します。
14	(事業者の竣工検査)	18	46条	1							第2期展示場と立体駐車場は竣工時期が異なることから、別々に竣工検査を受検するものと認識しております。履行保証保険もそれぞれに締結するという点でよろしいでしょうか。	竣工「検査」は事業者が行い、市はモニタリング及び竣工確認を行います。履行保証保険については、事業契約書(案)に関する質問No.6を参照下さい。
15	工期の変更	19	第49	4							実施方針別紙2のリスク分担表では、工事遅延・未完成リスクについて、「市の事由による本施設の工事の遅延・未完工事費の増大」の責任は市の負担と記載されています。本項での「市は合理的な範囲で事業者が発生した損害及び追加的な費用を負担する」との記載は、市が事業者が生じた追加費用を補償しない場合があるとの意味でしょうか。仮に、そのような前提であるとすれば具体例をご教授下さい。また、第51条第2項も同様の趣旨でしょうか、併せてご教授下さい。	市の事由による本施設の工事の遅延・未完工事費の増大により事業者が発生する追加的な費用又は損害が、社会通念上、合理的といえる範囲を超える場合は、その費用は事業者の負担となります。第51条第2項も同様です。
16	建設工事中に事業者が第三者に及ぼした損害	20	第52								事業者の第三者に対する損害賠償は、法的に損害賠償義務が認められる範囲で賠償すれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	本条本文は、市はかかる第三者に対する損害については何ら負担せず、全て事業者のほうで責任を負うという趣旨の規定です。第三者に対する事業者からの損害賠償の範囲及び金額については、第三者とのご協議等によるところとなります。

福岡市第2期展示場等整備事業「事業契約書(案)」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
17	瑕疵担保責任	20	第55	1						本件施設の瑕疵とは要求水準を満たしていない状態をいとの理解でよろしいでしょうか。また、土地の瑕疵に起因して生じた本件施設の瑕疵については事業者の瑕疵担保責任の範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか、ご教授下さい。	1つ目の瑕疵とは、契約上定められた内容に反した性質・状態にあること、及び当該施設が通常有すべき性質・状態に欠けていることを意味とします。よって、要求水準を満たしていない場合の他、法令違反の場合、設計図書や提案書記載の内容を満たしていない場合等を含みます。 2つ目の土地の瑕疵については、仮に土地の瑕疵に起因して本件施設に瑕疵が生じた場合であっても、事業者が瑕疵担保責任を負うこととなります。設計や工事にあたって十分に調査を行ってください。
18	(瑕疵担保責任)	20	55条	1						「過分の費用を要するとき」とありますが、「過分の費用」とは具体的にどの程度の金額になりますでしょうか。	当該時点の具体的な事業の状況に応じて「過分」という趣旨ですので、あらかじめお示しすることはできません。
19	サービス対価の使途	26	第75条	1						「サービス対価をこの契約の業務の遂行に要する経費以外に使用してはならない」と記載ありますが、SPCの経営安定性確保を目的とした内部留保および出資者への一定のリターン(清算配当等)が必要と存じます。これらにサービス対価を使用することと当該条項の関係をご教示頂けますでしょうか。	本条の趣旨は、サービス対価を本事業以外の事業に使用することを不可とするものです。 SPCの経営安定性確保を目的とした内部留保および出資者への一定のリターン(清算配当等)は、この契約の業務の遂行に要する経費と同等に取り扱って考えて構いません。
20	サービス対価の使途	26	第75							本条の「この契約の業務の遂行に要する経費以外」とは、具体的にどのような費用を想定されているでしょうか、ご教授下さい。	事業契約書(案)に関する質問書No.19の回答をご参照ください。
21	事業者の債務不履行等による解除	29	第83	1	(1)					本号にいう「維持管理業務の実施を放棄」するとは、具体的にどのような事態を想定されていますでしょうか、ご教授下さい。また、「3日以上」との記載がありますが、早急に対処できない場合も考えられますので、1週間程度の猶予を頂けないでしょうか。	1つ目の「維持管理業務の実施を放棄」については、事業契約書、要求水準書、維持管理業務計画書及び提案書に定められた維持管理業務を故意により実施しなかった場合等を指します。 2つ目の期間については、原案のとおりとします。
22	違約金等	31	第86	1						「市及び事業者は、契約解除に関し損害賠償等の請求は行わない」との記載がありますが、これは本条についてのみ適用されるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、第86条第1項についてのみ適用されます

福岡市第2期展示場等整備事業「事業契約書(案)」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
23	(違約金等)	31	86条	5						損害賠償の明確な範囲があればご教示ください。また、人件費は含まれるのでしょうか。	1つ目の損害賠償の明確な範囲については、当該時点の具体的な事業の状況に応じて、事業者と協議のうえ決定します。 2つ目の人件費についても、同様です。
24	秘密保持	35	第99	8						本項には「資料その他一切の書類」との記載がありますが、具体的にどのような書類を想定されていますでしょうか。仮に、竣工図書として提出する書類を想定されているのであれば、その旨を明記し、本施設内への保管との記載へ改めて頂けないでしょうか。また、本項後段の保管場所の変更につきましても、合理的な範囲で協力するとの理解でよろしいでしょうか。	1つ目の「資料その他一切の書類」については、事業契約書(案)「第2条(49)」に規定する成果物を指します。 2つ目の各書類の保管場所については、事業者が決定して、市に通知してください。 3つ目の保管場所の変更については、原案のとおりとします。
25	別紙3不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合	44		1	(1)				立体駐車場の設計・建設期間	契約履行のための追加的な費用には弁護士費用及び金融費用等も合理的な範囲で含まれるとの理解で宜しいでしょうか。2(1)についても同様です。	ご理解のとおりです。
26	別紙3不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合	44		1	(2)				立体駐車場の維持管理期間	維持管理期間中に地震等が発生し施設が大きく損傷した場合等、復旧に伴う変更契約等に必要な弁護士費用等も合理的な範囲で追加的な費用に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。2(2)についても同様です。	ご理解のとおりです。
27	別紙5 サービス対価の金額と支払スケジュール及び支払手続	53	1		(2)				ウ (エ)	第4四半期における1円未満の端数調整の方法を明確化して頂けますでしょうか。例えば、小数点以下第1位を四捨五入する等が考えられます。サービス対価B-4に係る端数調整も同様です。	当該年度に支払うサービス対価を4等分した際の端数については、第4四半期にて支払います。
28	サービス対価の改定	59		1	(1)				別紙6	「建設期間中の物価変動に伴う改定は、「福岡市建設工事請負契約書」第25条に基づき」とありますが、同条6項に記載される「予期することのできない特別の事情」や「急激なインフレーションまたはデフレーション」について、貴市の定める判断基準があればご教示願います。	社会情勢や国の動向をふまえ、判断するものと考えています。

福岡市第2期展示場等整備事業「事業契約書(案)」に関する質問書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							質問	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	項目名		
29	別紙6 サービス対価の改定	60		2	(1)		ウ	(ア)		維持管理のサービス対価改定は、該当する年度と前年とを比較し、毎年4月に福岡市より改定の通知が来るという認識でよろしいでしょうか？	事業者と市で必要に応じ協議を行います。
30	別紙6サービス対価の改定	61		2	(1)		エ	サービス対価B-2・B-4の改定方法	平成32年度の年度平均指数が確定した後に平成33年度以降のサービス対価B-2・B-4を改定する場合、平成33年度の何月迄に算式にて計算して改定することを想定されていますでしょうか。仮に増額となった場合、平成33年度の第1四半期のサービス対価から反映されるとの理解で宜しいでしょうか。	年度平均指数が公表され次第速やかに算定し、サービス対価が変更となった場合は、第1四半期のサービス対価から反映する想定です。	
31	別紙7 法令変更による追加的な費用の負担割合	63				①			「本事業に直接関係する法制度、許認可新設・変更によるもの」とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか、ご教授下さい。	建築基準法及び消防法、その他直接関係する法令等を想定しています。	
32	別紙9 モニタリング	67	第2	1	(2)			書類による確認	モニタリングについて「統括管理責任者に対して、業務実施状況についての説明又は書類の提出をいつでも求め」ることができるとの記載がありますが、直ちに対応できない場合又過大な費用を要する場合も考えられますので、統括管理責任者が義務付けられる協力は「必要な時期にかつ合理的な範囲」のものに限られるとの理解でよろしいでしょうか。また、設計業務責任者、建設業務責任者及び工事管理業務責任者、並びに維持管理期間の統括管理責任者及び維持管理業務責任者に対する協力義務も同様に解してよろしいでしょうか。	原案のとおりです。ただし、説明または書類の提出を求める場合は、事前に事業者と市で協議を行い範囲等を決定することとします。	

福岡市第2期展示場等整備事業「入札説明書」に関する意見書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所							意見	回答	
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			項目名
1	入札説明書等の公表	16	第4	3	(1)						閲覧資料につきまして、現時点で必要な資料となりますので、入札参加表明書等提出期限日より早い段階での貸与を許可して頂けないでしょうか。	閲覧資料には、一般公表することを前提としていない情報も含まれているため、入札参加表明書等提出期限日までは閲覧のみとしています。

福岡市第2期展示場等整備事業「要求水準書」に関する意見書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所				意見	回答
			第1	1	(1)	項目名		
1	関係主体の役割分担	4	第1	3	(3)	設備備品保守管理業務	設備備品保守管理業務について、使用者は施設運営者であることから事業者にて使用状況の把握が出来ないため、瑕疵期間終了後は施設運営者の業務範囲とすることが適切であると考えます。	原案のとおりとします。

福岡市第2期展示場等整備事業「基本協定書(案)」に関する意見書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所		意見	回答
			第1	1		
1	SPCの設立	2	第4	4	取締役又は監査役を改選する度に報告するとなると業務が煩雑になりますので、代表取締役が改選された場合として頂けませんか。	原案のとおりとします。
2	事業契約の不締結時の違約金	3, 4	第9条	5	落札者のいずれかが暴排条項に抵触し事業契約が不締結となった場合、違約金の支払い義務を連帯として負担とありますが、「連帯」を外していただきたい。あるいは「落札者のいずれか」を「構成員のいずれか」に変更していただきたい。	第9条の第5項, 第6項ともに原案のとおりとします。
3	事業契約の不締結	4	第9	5, 6	違約金の支払いについて、「連帯して負担するもの」との記載がありますが、応募グループ内での連帯保証は難しいと考えられますので、記載の削除をお願いできませんでしょうか。第10条1項(談合防止)につきましても同様の措置をお願い致します。	協定書(案)に関する意見書No.2の回答をご参照下さい。
4	事業契約の不締結時の違約金	4	第9条	6	落札者のいずれかの責めに帰すべき事由により事業契約が不締結となった場合、違約金の支払い義務を連帯として負担とありますが、「連帯」を外していただきたい。あるいは「落札者のいずれか」を「構成員のいずれか」に変更していただきたい。	協定書(案)に関する意見書No.2の回答をご参照下さい。
5	談合防止に係る事業契約解除時の違約金	4,5	第10条		落札者のいずれかが談合防止条項に抵触し事業契約が不締結となった場合、違約金の支払い義務を連帯として負担とありますが、「連帯」を外していただきたい。あるいは「落札者のいずれか」を「構成員のいずれか」に変更していただきたい。	原案のとおりとします。
6	事業契約不調の場合の処理	5	第11		市議会の議決が得られず事業契約の締結に至らなかった場合に、支出費用は各自の負担とされていますが、実施方針別紙2のリスク分担表との記載とは異なるように見受けられます。市議会の議決が得られない場合のリスクは市が負担して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

福岡市第2期展示場等整備事業「事業契約書(案)」に関する意見書(第一次)

No	タイトル	頁	該当箇所					意見	回答	
			第1	1	(1)	ア	(ア)			項目名
1	(設計変更)	12	26条	5					「費用の減少が生じたときはサービス対価を減額するものとする」とありますが、「市と事業者で協議のうえ、合理的な範囲でサービス対価を減額する」となりませんでしょうか。	原案のとおりとします。
2	市による任意解除	28	第80						市による任意解除について、事前に事業者と協議する旨の文言を追加して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	引渡し前の解除	29	第84	1					「出来高部分を最小限度破壊して検査する」との記載がありますが、検査の結果、当該箇所が要求水準等を満たしていた場合、修復に要する費用を市の負担として頂けないでしょうか。また、別紙9モニタリング第2,1,(3)も同様に解して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	(引渡し後の解除)	30	85条	1					「解除前の支払スケジュールに従って」とありますが、対価の分割受取であれば、SPCは解散できず運営コストが発生するため、一括での支払いとならないでしょうか。また、駐車場の引渡し後、かつ展示場の引渡し前の契約解除の場合に於いては、どの様な支払方法になりますでしょうか。駐車場の建設代金受領のためだけにSPCを存置させるのは不合理かと存じます。	原案のとおりとします。
5	別紙6 サービス対価の改定	58		1	(1)	イ	(ア)		契約締結月と着工月の指標の比較ではなく、提案月と着工月の指標の比較というようにならないでしょうか。	原案のとおりとします。
6	別紙9 モニタリング	70	第2	3	(2)			是正措置	改善のための手段を講じるためにも、「相当な猶予期間を定めて」等の文言を追加して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

落札者決定基準、様式集に関する意見について、回答するものではありません。